

(2017/10/12 着)

【質問項目】

1. 精神科医療の深刻な人権状況を改善する取り組みを、これからの日本の保健・医療・福祉政策の最優先課題に位置づけるか
- a 公約に入れる
 - b 公約に入れない
 - c 公約に入れないが政策として取り組む
 - d 公約に入れないかつ政策として取り組まない

【回答】

精神科病院に入院している精神障害者の処遇等は人権問題に直結する事項であり、現在、各都道府県に設置されている精神医療審査会において、専門的かつ独立的な審査が行われています。精神医療審査会では、患者やその家族等の申請により、患者の隔離や身体的拘束の改善請求も審査することとなっており、引き続き、患者の人権保護のため、審査体制の強化を図ってまいりたいと考えています。また、精神保健指定医については、措置入院時の判断など人権上重要な役割を担っていることから、新規・更新研修を通じて、資質を担保しており、今後も研修内容の充実を図ってまいりたいと考えています。

2. 精神科病院における身体拘束について大規模な調査を行い、実態を明らかにするか
- a 公約に入れる
 - b 公約に入れない
 - c 公約に入れないが政策として取り組む
 - d 公約に入れないかつ政策として取り組まない

その理由をお聞かせください。また、具体的に何をするかお知らせください

【理由】

現在、厚生労働科学研究により、全国の精神病床を有する医療機関を対象に、隔離や身体的拘束に関する大規模調査を実施しており、当該調査結果を通じ、近年の身体的拘束の実態把握に努めていきたいと考えています。

3. 精神科病院における身体拘束を行う体制を改善するか
- a 公約に入れる
 - b 公約に入れない
 - c 公約に入れないが政策として取り組む
 - d 公約に入れないかつ政策として取り組まない

その理由をお聞かせください。また、具体的に何をするかお知らせください

【理由】

精神科病院における身体的拘束は、精神保健福祉法上、精神保健指定医の診察により、多動・不穏が顕著である場合やそのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合など、患者の医療と保護のため必要性が認められた場合に限り、必要最小限の範囲

内で行うことができるとされています。まずは、現在実施されている隔離や身体的拘束に関する大規模調査により、近年の身体的拘束の実態把握に努めていきたいと考えています。

4. 措置入院制度を改善するか

- a 公約に入れる
- b 公約に入れない
- c 公約に入れないが政策として取り組む
- d 公約に入れないかつ政策として取り組まない

その理由をお聞かせください。また、具体的に何をするかお知らせください

【理由】

措置入院者の退院後の支援については、各自治体の取組にばらつきがあり（※）、患者が医療、地域福祉、就労支援などの支援を確実に受けることができないといった課題があることが明らかになりました。このため、先の通常国会に、患者が退院後にどこの地域で生活することになっても、社会復帰の促進等に向け、こうした支援を確実に受けることができるよう、地方公共団体に対して、退院後支援計画の作成等を義務付けることを内容とする精神保健福祉法改正案を提出しました。本法案は衆議院の解散に伴い廃案となり、今後の取扱いについては検討中ですが、引き続き、措置入院者の支援を含め、精神障害者の支援に取り組んでまいります。

※ 退院後の医療等の支援について、明文化したルールを設けている都道府県・政令市は約1割（8自治体/67自治体）（平成28年8月1日時点）

5 その他の入院形式を含め、精神科病院における強制入院の大規模な調査を行い、実態を明らかにするか？

- a 公約に入れる
- b 公約に入れない
- c 公約に入れないが政策として取り組む
- d 公約に入れないかつ政策として取り組まない

その理由をお聞かせください。また、具体的に何をするかお知らせください

【理由】

精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、全国の精神科医療機関を対象に、630調査を実施しています。なお、当該調査は、医療保護入院などの措置入院以外の入院形式も含めた調査となっています。引き続き、毎年630調査を通して、精神科病院等における精神保健医療福祉の実態把握に努めていきたいと考えています。

6. 精神疾患患者の自立を促進するために経験者（ピア）の活用を制度化するか

- a 公約に入れる
- b 公約に入れない
- c 公約に入れないが政策として取り組む
- d 公約に入れないかつ政策として取り組まない

その理由をお聞かせください。また、具体的に何をするかお知らせください

【理由】

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送るためには、地域移行に向けた支援や地域生活を継続するための支援を推進することが必要であり、そのためには、ピアサポートを活用することが重要であると考えています。現在、厚生労働省においては、

- ・ピアサポーター自身やピアサポーターに関わる事業者に対する研修等
 - ・ピアサポーターによる精神障害者との面談や家族支援
- 等が都道府県や指定都市で実施されるよう推進しているところです。

7. 精神障害者の一般企業への就労促進を推進するか？

- a 公約に入れる
- b 公約に入れない
- c 公約に入れないが政策として取り組む
- d 公約に入れないかつ政策として取り組まない

その理由をお聞かせください。また、具体的に何をするかお知らせください

【理由】

平成 30 年 4 月からの精神障害者の雇用義務化に向けて、障害者の就労促進、職場定着支援を更に推進します。(自由民主党総合政策集 2017 J-ファイル)

(具体的な取組例)

- ハローワークに「精神障害者雇用トータルサポーター」を配置し、精神障害者等の求職者に対するカウンセリング等や、事業主にする課題解決のための相談援助等、専門的な知見に基づく支援を実施する。
- 企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、職場において精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進する。